

石川県公報

平成 25 年 3 月 25 日 (月曜日)

号 外

(第 20 号)

目 次

規 則	
石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1
石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則 (地方課)	2
石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)	2
石川トライアルセンター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則 (産業政策課)	2
職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則 (労働企画課)	3
石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (生産流通課)	4
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する等の規則 (都市計画課)	5

規 則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年石川県規則第四十二号) の一部を次のように改正する。
第二条の表二十四の項を次のように改める。

二十四 削除

第二条の表に次のように加える。

三十 特例条例第二条の表五十一の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」といふ。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下この項において「省令」といふ。)の規定による申請書等 (加賀市及び能美市については、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。)で別に規則で定めるもの

イ 法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画 (以下この項において単に「計画」といふ。)の認定の申請に係る書類
ロ 法第五十四条第二項後段の規定による計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認の申請に係る書類
ハ 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定の申請に係る書類
ニ 法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項後段の規定による計画の変更が建築基準関係規定に適合するものであることの確認の申請に係る書類
ホ 省令第四十三条第一項の規定による計画の認定の通知に係る書類
ク 省令第四十六条において準用する省令第四十三条第一項の規定による計画の変更の認定の通知に係る書類

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三号

石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第五条第一項の規定による」を「第四条第一項に規定する」に改める。

第一条の五の見出しを「(貸付利率)」に改め、同条中「資金の」を「条例第六条第一項第一号に規定する」に、「事業の」を「資金の」に改め、同条第一号中「過疎対策事業等」の下に「に要する資金」を加え、「以下」を「第三号において」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に、「事業」を「資金」に改め、同条中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 条例第六条第二項の規定の適用を受ける資金 地方債に係る財政融資資金の利率(満期一括償還のうち貸付期間が五年以内である場合の利率に限る。)

別記様式第二号中「市(町村) 氏」を「市(町) 氏」に改める。

別記様式第五号中「年賦元金均等償還」を「年賦元金均等償還(又は満期一括償還)」に、「市(町村) 氏」を「市(町) 氏」に、

「石川県知事 氏名 殿」を

「石川県知事 氏名 殿」に改める。

(注) 5の元利金の支払方法及び期日については、支払方法に応じて該当しない部分を削除すること。

別記様式第七号及び第八号中「市(町村) 氏」を「市(町) 氏」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則(平成十六年石川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項1中「商品を購入し、若しくはサービスを有償で提供すること」を「商品等(条例第三条第一項に規定する商品等をいう。以下この項において同じ。)の取引」に、「供給目的以外の商品若しくはサービスの供給」を「取引目的以外の商品等の取引」に改め、同項2中「商品又はサービス」を「商品等」に、「購入する」を「取引する」に改め、同項3から5までの規定中「商品又はサービス」を「商品等」に改め、同項3中「商品を購入し、又はサービスを有償で提供する」を「商品等を取引する」に、「商品又はサービスを供給し」を「商品等を取引し」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川トライアルセンター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五号

石川トライアルセンター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する

規則

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一條 石川トライアルセンター条例施行規則（平成二十二年石川県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
別表の三十八の項中「一、九五〇円」を「一、五四〇円」に改める。

（石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正）

第二條 石川県工業試験場等の手数料に関する規則（平成二十二年石川県規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別表一の表(5)の項を次のように改める。

(5) 高速複写機撮影	1 件	5,550円
-------------	-----	--------

別表 13 の表(2)の項に次のように加える。

高速複写評価システム	1 時間	2,770円
------------	------	--------

別表 13 の表(4)の項中

磁光×線微小部膜厚計	1 時間	2,930円
炭素・硫黄分析装置	1 時間	3,750円

を

「磁光×線微小部膜厚計 1 時間 2,930円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則

(趣旨)

第一條 この規則は、職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例（平成二十五年石川県条例第十八号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）

第二條 条例第二條第三号の規則で定める職業訓練は、その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練とする。

（普通職業訓練の基準）

第三條 条例第四條の規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる訓練課程及び同表の中欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

普通課程	訓練の対象者	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中学校を卒業した者（以下「中学校卒業生」といふ。）若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中等教育学校前期課程修了生」といふ。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者（以下「高等学校卒業生」といふ。）若しくは同法による中等教育学校を卒業した者（以下「中等教育学校卒業生」といふ。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
	教科	その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
	訓練の実施方法	通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
	訓練期間	中学校卒業生若しくは中等教育学校前期課程修了生又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業生等」といふ。）を対象とする場合にあっては二年、高等学校卒業生若しくは中等教育学校卒業生又はこれらと同等

		以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」といふ。）を対象とする場合にあつては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあつては一年以上四年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあつては一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行つていけることができると認められる期間とすることができる。
	訓練時間	一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」といふ。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては二千八百時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。
	設備	教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行つていけることができると認められるものであること。
	訓練生（訓練を受ける者をいふ。以下同じ。）の数	訓練を行つ一単位につき五十人以下であること。
	職業訓練指導員	訓練生の数、訓練の実施に伴つ危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
	試験	学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行つこと。ただし、最終の回の試験は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十一条第一項（同法第二十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による技能照査をもって代えることができる。
短期課程	訓練の対象者	職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しよつとする者であること。
	教科	その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
	訓練の実施方法	通信の方法によつても行つていけること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行つほか、必要に応じて面接指導を行つこと。
	訓練期間	六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。
	訓練時間	総訓練時間が十二時間以上であること。
	設備	教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行つていけることができると認められるものであること。

（無料とする公共職業訓練の対象者）

第四条 条例第五条の規則で定める者は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就つこととする求職者とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則

石川ウッドセンター条例施行規則（平成三年石川県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表木材加工機械の部高周波接着機の項を削り、同表測定機器の部定電電子顕微鏡の項、原子吸光度計の項、燃

焼試験装置の頂及び耐候性試験機の頂を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する等の規則

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の廃止)

第一条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第三十一号)は、廃止する。

(いしかわ景観総合条例施行規則の一部改正)

第二条 いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

